第１５回 日本更生保護学会

大会プログラム

２０２６年１２月5日（土）～１２月6日（日）

ＫＤＤＩ維新ホール

主　催：日本更生保護学会
後　援：法務省、日本更生保護協会、全国保護司連盟、
全国更生保護法人連盟、全国就労支援事業者機構、
日本更生保護女性連盟、日本ＢＢＳ連盟、日本刑事政策研究会

プログラム概要

１２月５日（土）【2 階　会議室 201A･B･C】

●**受　　付**　12：30～

●**総　　会**　13：00～14：00

●**学会企画シンポジウム**　14：10～17：30

「『息の長い支援』を支える地域連携の実装 ― 再犯防止推進法下における多機関連携」

1　基調講演

「地域福祉の視点からひらく刑事司法と地域の連携・協働
～『つながりのつなぎめ』をつくるノットワークの可能性～」

所 めぐみ（関西大学人間健康学部 教授）

2　シンポジウム

【パネリスト】

井上 由華里（特定非営利活動法人ジャパンマック プラン・マック 相談支援専門員）

嶺 香一郎（山口保護観察所 所長）

安井 菜穂（尼崎市福祉局福祉部 重層的支援推進担当）

【コメンテーター】

所 めぐみ（基調講演者）

【コーディネーター】

水藤 昌彦（山口県立大学社会福祉学部 教授）

◎**情報交換会**　18：00～20：00　［会場：会議室 205B･C］

１２月６日（日）【2 階　会議室】

●**受　　付**　9：00～

●**自主企画セッション**　9：30～12：00

1 更生保護と経済界の多様な連携から「日本版ソーシャルファーム」へ
―６次産業化を土台とする「ソーシャルファーム・コンソーシアム」の制度構築に向けて―　［201A］

2 更生保護施設から考える女性犯罪者のシームレスな社会復帰　［201B］

3 当事者参加を「意味ある参加」とするために（ラウンドテーブル）　［201C］

4 更生保護におけるオープンダイアローグ活用の可能性（ワークショップ）　［204A･B］

●**自由研究発表**　9：30～12：00　［205A, 205C］

●**学会企画セッション**　13：00～16：00

分科会１「更生保護における多元的・多中心的統合処遇モデルの構想」　［201A］

分科会２「地域における更生保護機能を強化するために―更生保護施設に期待される役割と展望」［201C］

分科会３「医療観察制度における家族支援と社会復帰促進サポートについて
― 中国管内における取組から見えてくる支援の実情と今後の展望」　［205A］

分科会４〈第１部〉「BBS 運動発足 80 周年の契機に依る BBS らしさの可視化に向けた日本版 BBS 意識尺度の開発」、〈第２部〉「地方の BBS が抱える現状と課題、そして未来へ」　［205C］

★12:00 より、会議室 201B を参加者用休憩・昼食会場として開放します。
★12:00 より、会議室 204A･B を分科会登壇者打合せ会場として開放します。

学会企画シンポジウム　１２月５日 １４:１０～１７:３０　[会議室 201A･B･C]

『息の長い支援』を支える地域連携の実装 ― 再犯防止推進法下における多機関連携

企画趣旨

再犯防止推進法の施行以降、地方公共団体を中心に地域における再犯防止施策の整備が進められてきた。さらに、2022 年の更生保護法改正により「息の長い支援」が制度上位置づけられたことで、刑事司法の関与が終了した後も継続的に支援を提供することの重要性が、これまで以上に強調されるようになってきている。

しかしながら、こうした理念が現場においてどの程度実効性をもって機能しているのかについては、なお検証の余地が大きいと思われる。特に、多機関連携が制度上強調されている一方で、実務の現場では、役割分担の曖昧さ、情報共有の困難、支援の継続性の断絶や地域資源の偏在といった課題が指摘されている。

そこで、基調講演およびシンポジウムにおいては、「息の長い支援」を実現するための多機関連携のあり方について、再犯防止推進法の枠組みを踏まえつつ、地域レベルでの実装に焦点を当てる。基調講演では、地域福祉・コミュニティソーシャルワークの視点から、更生保護を含む刑事司法と地域との連携の課題と展望について講義をいただく。そのうえで、シンポジウムでは、より具体的に、地方自治体、保護観察所、地域の支援組織の関係主体による連携と支援の継続性のあり方に焦点を当てて、それらの現状と課題について、それぞれの主体の立場から報告をいただき、参加者とともに議論する。これらを通じて、形式的な連携にとどまらない実質的な協働の条件や、支援の持続可能性を適切に確保するための制度的・実務的方策を含めた展望について、多角的に検討することを試みる。

１　基調講演

「地域福祉の視点からひらく刑事司法と地域の連携・協働
～『つながりのつなぎめ』をつくるノットワークの可能性～」

所　　めぐみ（関西大学人間健康学部 教授）

近年、罪を犯した人の高齢化や障害、生活困窮など、生きづらさの複合化が指摘されている。本人の立ち直りを支えるためには、既存の制度や組織の枠を超え、異なる領域同士が柔軟に結び目をつくり直す「ノットワーク（結び目をつくる働き）」の視点が不可欠である。

本講演では、「息の長い支援」を実現するための多機関連携のあり方について、地域福祉の視点から更生保護と地域との連携・協働のあり方を探る。対象者を地域で共に生きる「一人の住民」として支える視座から、支援の現場に生じる「つながりのつなぎめ」をどう編み直し、協働を生み出すかを考察する。

具体的には、これまで実際にとりくんできた更生保護と地域福祉の専門職の協働研修、大学を拠点にアートの力を活用してつながりを育む実践や、海外のコミュニティを基盤とした事例も交えながら、制度の隙間や領域の境界を結び合わせるノットワークの可能性を整理する。

地域福祉と刑事司法の新たな結び目をつくり、誰もが排除されない、加害者も被害者もつくらない地

域づくりの未来を共に考える契機としたい。

【講演者略歴】

同志社大学、同大学大学院博士前期課程修了（社会福祉学専攻）後、英国ノッティンガム大学大学院修士課程で社会行政学、英国ヨーク大学博士課程で社会政策及ソーシャルワークを学ぶ。社会福祉法人勤務、龍谷大学社会学部講師、佛教大学講師・准教授を経て、2015 年に関西大学人間健康学部に准教授として着任し、2016 年より現職。

著書（共著）に『福祉ガバナンスとソーシャルワーク』『対話と学び合いの地域福祉のすすめ』『よくわかる地域福祉』等。複数の自治体での地域福祉計画（再犯防止推進計画含む）策定等に関わり、また行政、民間事業者・団体、大学、専門職、地域住民等、様々な主体が協働して進める地域福祉実践の方法論について、国内外でのフィールドワークをもとに研究と実践を進めている。社会福祉士。

２　シンポジウム

パネリスト：

井　上　由華里（特定非営利活動法人ジャパンマック
プラン・マック 相談支援専門員）
嶺　　香一郎（山口保護観察所 所長）
安　井　菜　穂（尼崎市福祉局福祉部 重層的支援推進担当）

コメンテーター：

所　　めぐみ（基調講演者）

コーディネーター：

水　藤　昌　彦（山口県立大学社会福祉学部 教授）

【報告概要】

１　「保護観察の有期限性と『息の長い支援』への接続
～刑事司法の役割と山口保護観察所の実践から～」

嶺 香一郎（山口保護観察所 所長）

【背景と目的】報告者は精神科病院ソーシャルワーカー、社会復帰調整官、保護観察官というキャリア背景を踏まえ、刑事司法の仕上げとしての保護観察に伴う「違和感」や制度的役割（限界・使命）を整理する。保護観察は有期限の措置であるため、観察期間中に地域社会における伴走型支援へいかにつなげるか、そのための地域資源とのネットワーキング構築を目指している。

【実践と内容】山口保護観察所における具体的な取り組みとして、更生保護施設の地域拠点化を推進している。実践例として、山口市内の更生保護施設「山口更生保護会」におけるアクションプラン策定や、下関市内の更生保護施設「たちばな荘」における地域拠点事業（就労支援など）の実践状況を共有する。また、個別ケースへの対応を通じた相互の機能と限界の把握、金銭管理や就労支援等の環境整備の実例と重要性を報告する。

【考察と展望】保護観察終了後も対象者を地域の一員として支え続けるため、有期限の関与を超えた地域資源のネットワーク形成と、実質的な多機関協働に向けた課題と展望を整理・提示する。

２　「地域支援の現場における多機関連携の課題について～3 つの立場を通して～」

井上 由華里（特定非営利活動法人ジャパンマック プラン・マック 相談支援専門員）

罪を犯した人たちが地域で生活していくためにはさまざまな課題があり、これらを一つの機関だけで担うことは難しく、複数の機関が連携しながら支援を行っていく必要がある。支援に関わるそれぞれの機関は連携の必要性や重要性を理解しており、日々各所で個別具体的な検討が継続的に行われていると思われる。

今回の報告では、罪を犯した人たち（支援を必要とする人たち）を地域で“受け入れる立場”として障害福祉サービスの就労継続支援 B 型事業所、“受入れを調整する立場”として更生保護施設、“継続して関わっていく立場”として相談支援事業所で支援を行ってきた報告者自身の経験を通して、それぞれの立場でどのような課題があったのか、なぜそのような課題が生じるのかを整理し、改めて連携のあり方や方策について個人レベル、組織レベルでの共通認識を深めたい。また、再犯することなく地域で生活を続けている例を通して、息の長い支援とはどのような支援なのかについても考える場としたい。

３　「尼崎市の再犯防止に関する取組」

安井 菜穂（尼崎市福祉局福祉部 重層的支援推進担当）

本市では、第 4 期「あまがさきし地域福祉計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）を策定しています。本計画は、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「再犯防止推進計画」を内包しており、重層的支援の推進と再犯防止の取組推進を一体的に行っています。また、本市では、令和 4 年 4 月に重層的支援推進担当課を設置し、同年 7 月から「重層的支援推進事業」を実施しています。

再犯防止の推進に向けた連携に係る取組として、市（相談支援窓口部署）、市社協（出向職員）、司法関係機関（神戸地方検察庁、近畿矯正管区、兵庫県地域生活定着支援センター、神戸保護観察所、尼崎市保護司会）が参加する「再犯防止を考える連携会議」（1 回 / 2 ヵ月）を開催し、各機関の相互理解を図るとともに、事例検討を通して具体的な連携手法や支援策の共有等を行っています。こうした取組もあり、令和 4 年度から令和 7 年度において、重層的支援推進担当課につながった新規相談（計 408 件）のうち、相談経路として最も多い関係部署・機関は司法関係機関（計 91 件）になります。

重層的支援推進担当課は、支援機関・支援関係者間の協働調整の役割を担っており、事務局として「複雑・複合化した課題を抱えた方の支援を検討するための会議（社会福祉法第 106 条の 6 に基づく支援会議）」を開催し、支援に係る課題整理や支援機関の役割分担の調整を行っています。

自主企画セッション・自由研究発表　１２月６日 9:３０～１２:００　各会議室

１　更生保護と経済界の多様な連携から「日本版ソーシャルファーム」へ －６次産業化を土台とする「ソーシャルファーム・コンソーシアム」の制度構築に向けて－

[201A 会議室]

企　画：渡　部　　淳（一般社団法人日本農福連携協会）
司　会：今　福　章　二（全国更生保護法人連盟 理事長・元法務省 保護局長）
発表者：渡　部　　淳（一般社団法人日本農福連携協会）
　　今　福　章　二（全国更生保護法人連盟 理事長・元法務省 保護局長）
　　国　枝　由希歩（法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室 補佐官）
　　後　藤　英　紀（丸善雄松堂株式会社地域共育事業本部 副本部長）
　　小長井　賀　與（信州大学経法学部 特任教授）

【企画趣旨】

ソーシャルファーム（以下「SF」）は、就労困難者を一般の労働者とともに雇用し、事業収入によって自立的に経営する社会的企業として、欧州では半世紀近い歴史をもつ。わが国でも東京都は 2019 年の条例により、就労困難者を 20%以上かつ 3 人以上雇用する事業者を認証し、最長 5 年の運営費補助を行う制度を設けた。しかし、その動きは今、大きな壁にぶつかっている。第一に、認証は約 50 件にとどまり、補助終了後の持続性が課題である。第二に、就労困難者の支援は障害者、刑務所出所者等、生活困窮者で制度が縦割りであり、手帳をもたない人や刑務所出所者等は障害者雇用率制度の算入対象外であるため、企業に受入れの誘因が働かない。第三に、単一の事業体が「就労困難者の相当数の雇用」と「市場収入による自立経営」を立ち上げ期から同時に満たすことは難しく、理念は語られても実施主体が現れにくい。再犯防止の面でも、協力雇用主の登録は約 2 万 5 千社に達する一方、実際に雇用する事業主は 1 割に満たず、「雇用」の一点に負荷が集中している。

本企画は、この行き詰まりを出発点とし、打開策を参加者とともに考える場である。本企画で提案するのは、農業の 6 次産業化を土台に、農業者、障害福祉サービス事業所、更生保護施設、企業（販売・商社機能）が生産・加工・販売の各段階を分担し、連携体全体を一つの SF とみなす「日本版ソーシャルファーム・コンソーシアム」である。各主体は単独では SF の要件（就労困難者の雇用割合、市場収入による自立）を満たさなくても、連携体として見れば、就労困難者が価値連鎖の担い手となり、事業収入で雇用を支える構造が成立する。単一法人を単位とする従来の SF 像に対し、連携体（コンソーシアム）を認証と支援の単位とする点に「日本版」の中心概念を置く。刑務所出所者等については、更生保護施設入所中の就労訓練から始め、協力雇用主としての雇用、連携体の法人化へと段階的に移行する。農業の担い手確保が食料自給と環境保全に資する国の課題である一方、制度の狭間にある就労困難者を、一次産業を含む経済活動に包摂することは当事者の社会復帰に欠かせない。この二つの課題をつなぐ仕組みが本提案である。

セッションでは、各報告を踏まえ、国レベルの SF 認証制度（連携体単位の認証、就労困難者の定義への「犯罪をした者等」の明記）、企業の発注を障害者雇用率制度に接続する仕組み、公共調達での優

先、環境保全型農業への公的補助等からなる制度構築の素案をたたき台として示し、情報開示とプライバシー、就労訓練と労働の線引き、支援人材の確保と採算の両立等についてフロアと討論する。

【発表趣旨】

1　６次産業化型『日本版ソーシャルファーム・コンソーシアム』の提案

渡部 淳（一般社団法人日本農福連携協会）

農業者、障害福祉サービス事業所、更生保護施設、就労困難者の支援機関、企業等が連携するコンソーシアム型の組織により、生産・加工・販売を一体で担う６次産業化の事業を構築し、多様な就労困難者の就労機会を創出する構想を、農福連携の実践を踏まえて提示する。あわせて、連携体を認証と支援の単位とする制度構築の素案を、企業の発注を障害者雇用率制度に接続する仕組みを含めて示し、理念・実施主体・経営環境・資金・人材の各面からコンソーシアムを成立させる要件を討論の論点として提起する。

2　更生保護施設の立場から―就労訓練から雇用への段階設計

今福 章二（全国更生保護法人連盟 理事長・元法務省 保護局長）

更生保護施設入所者が生活再建の途上で地域の事業に参加する意義と課題を検討する。非雇用型の就労訓練における労働者性と対価の在り方、施設職員の同行・見守りの役割、退所後も続く就労先・居場所の確保など、「息の長い」支援を事業と結びつける条件を論じる。

3　行政の立場から―地域連携による社会復帰支援

国枝 由希歩（法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室 補佐官）

法務省保護局における就労支援・地域連携の施策（協力雇用主制度、刑務所出所者等就労奨励金、更生保護就労支援事業、農福連携等推進ビジョンにおける「犯罪をした者等」の位置づけ等）を概観し、多様な主体の連携により刑務所出所者等の就労と職場定着を支える仕組みの現状と課題を報告する。

4　経済界連携の立場から―雇用によらない参画から調達へ

後藤 英紀（丸善雄松堂株式会社地域共育事業本部 副本部長）

丸善雄松堂の更生保護に係る活動（法務省との連携協力協定、書店・図書館での“社会を明るくする運動”の広報、再犯防止シンポジウムの全国開催）を報告し、企業の参画を雇用の提供にとどめず、サステナブル調達や社会的価値の開示を通じてコンソーシアムの事業を支える回路へ広げる可能性を論じる。

5　イタリアの社会的協同組合に学ぶ　　小長井 賀與（信州大学経法学部 特任教授）

イタリア憲法（1947）は市民の平等な社会的尊厳（３条）と労働の権利（４条）を定め、その条件促進を国の責務とした。憲法には市民の社会的連帯・相互扶助の理念が通底する。社会的協同組合、特にＢ型（不利な立場の人々の就労支援が事業目的）は憲法の理念を体現し、「地域社会の一般的利益」を追求する。理念と経営成立に寄与する多様な方策は、日本への示唆に富む。

２　更生保護施設から考える女性犯罪者のシームレスな社会復帰

［201B 会議室］

企画・司会：宮　園　久　栄（東洋学園大学）
報　告　者：丸　山　慧　汰（中央大学大学院法学研究科）
　　糸　賀　江　蓮（中央大学大学院法学研究科）
研究協力者：渡　邉　和　美（科学警察研究所）

【企画趣旨】

2016 年に再犯防止推進法が制定され、それまで国を中心として進められてきた再犯防止施策において、地方自治体の責務が法的に明記された。これを受けて再犯防止推進計画が策定され、地域における関係機関・団体との連携を通じた再犯防止施策の推進が図られてきた。さらに、第二次再犯防止推進計画では、対象者の特性に応じた支援の必要性がより明確に示され、高齢者、障害のある者、薬物依存のある者、女性など、それぞれの背景や課題に応じた支援を行うことが求められるようになった 。

また、令和 6 年版『犯罪白書』では、「女性犯罪者の実態と処遇」が特集として取り上げられ、女性犯罪者が男性とは異なる背景や複合的困難を抱えていることが改めて示された。

一方、女性支援領域においても、第 6 次男女共同参画基本計画では、困難を抱える女性への支援や孤独・孤立対策、多機関連携による包括的支援の重要性が位置づけられている 。

また、2024 年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（2024 年施行、以下困難女性支援法)」が施行され、従来の保護中心の支援から、本人の意思を尊重しながら包括的かつ継続的な支援を行う方向へと転換が図られている。

施設内処遇から地域生活への移行過程に位置する更生保護施設は、刑事司法と福祉・地域の支援を接続する重要な位置にある。そこで、本セッションでは、受刑者の社会復帰を目指した施設内処遇・社会内処遇のシームレスな連携システムの構築を検討することを目的とし、全国の更生保護施設にご意見を伺う形で実施した質問紙調査を基に、施設内処遇と社会内処遇のシームレスな連携のあり方について、関係機関との連携の実態、連携上の困難、今後期待される支援を明らかにする。特に本企画では、女性犯罪者に着目し、その社会復帰を支える司法・福祉・地域の接続の課題と、更生保護施設が果たし得る役割について考察する。

調査は全国の更生保護施設 102 施設を対象に、調査票を郵送配布・郵送回収により実施した。調査実施期間は、2025 年 4 月 14 日～7 月 7 日であり、58 施設から 67 票の回答を得た（施設回収率 56.9%)。

【発表趣旨】

報告は以下の観点から行う。

１　企画趣旨および調査結果の概要　　宮園 久栄（東洋学園大学）

２　更生保護施設からみた連携の現状と課題　　丸山 慧汰（中央大学大学院法学研究科）

犯罪をした者が、その特性に応じた指導・支援を社会復帰後も継続して受けられるよう、関係機関が

密接な連携をとることが求められている（再犯防止推進法３条２項）。とりわけ、更生保護施設は適当な帰住先のない出所者の受け皿となり、その円滑な社会復帰にとって重要な役割を担っている。そのため、入所者の多様な課題に応じて刑事司法・医療・福祉・就労等の幅広い機関との連携を行う必要がある。もっとも、連携に際して、情報共有や調整に困難が生じている場合、結果として犯罪をした者の円滑な社会復帰が妨げられかねない。そのため、幅広い関係機関との連携の実施状況を捉え、施設が感じる困難や相手機関への期待を具体的に把握し、改善の糸口を探る必要がある。

そこで本報告では、更生保護施設にご協力いただいて実施した質問紙調査のうち、関係機関との連携の程度、連携時の困難、相手機関への期待に関する回答を分析する。連携の程度を基礎集計により整理するとともに、自由記述を内容に即してカテゴリー化し、施設側のニーズを明らかにする。これらを踏まえ、現場の声に基づき、円滑な連携に向けた課題と改善の方向性を検討する。

３　更生保護施設による社会内資源への接続を支える条件とは？

糸賀 江蓮（中央大学大学院法学研究科）

対象者の「再出発」を支える更生保護施設においては、社会内資源への接続を通じて、地域社会で生活を営むために必要な環境を整えていくことが重要となる。ここで、資源があるという事実は、そのまま対象者による利用につながるとは限らず、実際の接続を可能にする条件を捉えることが求められる。そのためには、どのような条件の下で接続が実現し、あるいは困難となるのかについて、対象者の状況と施設の働きかけの双方から検討する必要がある。

そこで本報告では、更生保護施設にご協力いただいて実施した質問紙調査で得られた、施設側が社会内資源にうまくつなぐことができたとする事例と、そうでなかったとする事例に係る回答を分析する。具体的には、対象者の属性や抱える困難等を記述的に整理・比較するとともに、社会内資源への接続に向けた施設の働きかけに関する自由記述を整理・類型化する。これらを照らし合わせることで、施設側の認識に基づき、接続を支える条件と接続を難しくする条件を探索的に整理し、社会内資源への接続をめぐる実践上の課題を検討する。

４　まとめと課題　　**宮園 久栄（東洋学園大学）**

二つの報告を踏まえ、女性犯罪者の社会復帰に関する調査結果もあわせて検討し、司法・福祉・地域の接続における課題と、更生保護施設が果たし得る役割について考察する。さらに、調査にご協力いただいた更生保護施設の関係者をはじめ、参加者の方々との意見交換を通じて、社会復帰支援の実践上の課題と今後の連携のあり方について検討を深めたい。

3　当事者参加を「意味ある参加」とするために（ラウンドテーブル）

[201C 会議室]

企画・司会：新　海　浩　之（神奈川大学）
話題提供者：石　井　智　之（那覇保護観察所）
岩　崎　風　水（獄中者の家族と友人の会）
岡　邊　　健（京都大学）
山　岡　あゆち（立命館大学）
唯　　なおみ（東京大学先端科学技術研究センター）

【企画趣旨】

近年、刑事司法領域では、依存症回復者、服役経験者、犯罪被害者など、司法制度を経験した当事者（lived-experience users）の知識や経験を政策形成や支援実践に活かす「共同創造（Co-Production）」の考え方が注目されている。英国 User Voice をはじめとする実践では、当事者は支援や教育の客体ではなく、制度や社会を共に創るパートナーとして位置づけられている。一方、日本の刑事法・刑事司法実務においては当事者を専門プログラム等に招へいする実践がみられはじめ、拘禁刑の開始に伴い刑事施設において「対話プログラム」が開始されるなどの変化が見られている。しかし、その本質的な意義や効果についての体系的な議論は端緒についたばかりと言える。

一方、教育領域においては、対人援助や教育学領域で一方的な知識の伝達にとらわれず、従来はその分野で援助等の対象とされてきた人々を教室に招いて生きた経験を分かち合う試みが行われている。

そこで、本ラウンドテーブルでは、刑事施設への入所を経験した当事者、保護観察実務家及び当事者を招へいする講義を実践してきた研究者らにより、それぞれの立場から当事者参加実務・教育の経験を共有するとともに、「刑事司法における当事者参加を「意味ある参加」とするために」はどうするべきか、その効果は誰にどのように発揮されるのか」という根本的な問いを参加者とともに考えたい。

議論の第一の論点は、実務及び教育における共同創造（Co-Production）である。当事者参加を、単なる経験の共有にとどめず、教員・実務家と当事者がプログラム・授業の企画・設計・実施・評価にそれぞれの知識と経験を持ち寄り、共同で改善していく営みへと発展させることが重要である。そこで、目標、扱うテーマ、語りの範囲、倫理的配慮、学生等参加者へのメッセージなどについて十分な事前協議を行い、双方が責任を共有する関係性を構築することが重要となるため、その前提として必要な事項を紹介する。

第二の論点は、共同創造を可能にするための伴走型支援と当事者の主体性の保障である。当事者の経験を教育や処遇の場で共有するためにはそれぞれの希望や表現方法に応じた準備・資料作成支援やリハーサル、振り返りなどの伴走型の支援が必要である。一方、その過程で教員や実務家の意図がいたずらに優先され、当事者の経験が一方的に編集されることがないよう、内容の選択や表現について当事者自身の意思を尊重する必要がある。この過程自体が共同創造（Co-Production）の重要な実践であり、当事者のみならず教員・実務家が主体として成長する機会にもなり得る。

第三の論点は、共同創造を通じた関係性の形成と孤独・孤立の問題である。刑事司法との接点を経験した当事者は、スティグマや社会的排除によって孤独・孤立を経験することが少なくない。一方、教育

者も実務家も、当事者参加を進める際の方法論や実践を共有する機会が十分ではなく、試行錯誤をそれぞれ抱える場合がある。さらに学習者である学生自身の孤独・孤立や他者との関係性への影響も教育上の重要な課題である。こうした異なる立場の人々が共同創造（Co-Production）に参加することは、新たな社会的繋がりを生む可能性を持つと思われるが、その実現のためにどのような条件が必要なのかを検討する。

本企画においては、ラウンドテーブルとして、話題提供者からそれぞれの経験を紹介してもらうものの、参加者を単なる聴衆としてではなく、教育・矯正・更生保護・依存症者支援・福祉的支援など多様な実践の担い手として議論に迎え入れ、それぞれの現場における可能性や課題について意見交換を行うことを目指したい。これにより、当事者参加型教育・実務の実践報告にとどまらず、教育・実務・研究を横断する共同創造（Co-Production）及び効果検証のあり方を検討し、刑事司法における教育を「専門家が教えるもの」から「多様な主体が共に創るもの」へと発展させるための新たな対話の場を目指す。

４　更生保護におけるオープンダイアローグ活用の可能性（ワークショップ）

［204A・204B 会議室］

企画者：有　野　雄　大（甲府保護観察所）
　　佐　藤　慎　子（東京都立松沢病院）

【企画趣旨】

令和４年６月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、懲役刑と禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設された。成人矯正は、より改善更生や社会復帰を支援するものへと舵を切った。

一方で、同法成立の２か月後である令和４年８月には、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案が発覚した。令和５年６月に法務大臣に提出された同事案に係る第三者委員会の提言を受け、刑事施設の組織風土の改善に向けた様々な取組が打ち出された。

その一つがオープンダイアローグの手法や考え方を取り入れた「対話実践」の導入である。オープンダイアローグとは、フィンランドの病院で統合失調症の治療として発祥したものであり、「サービス提供システム」「対話実践」の技法及びその背景にある「世界観」の三つの側面から成るものである。同年９月に法務省矯正局成人矯正課長通知「一般改善指導（対話）の実践について」が発出され、受刑者にとって安心・安全な環境を整備し、受刑者が自分のことを語ることによって、更生への動機付けを高めるとともに、職員が受刑者を深く理解することを目的とした「対話実践」が導入された。令和７年４月には、改めて法務省矯正局総務課長・成人矯正課長連名通知「刑事施設における「対話実践」の実施について」が発出され、「対話実践」は、受刑者に対する矯正処遇の充実を図るだけでなく、組織の心理的安全性を高め、組織風土の変容を促進するものとして、広く刑事施設の中で実施されることになった。

その中心的な手法と位置付けられるのが「リフレクティング」である。リフレクティングとは、「はなす」ことを外的会話（他者との会話)、「きく」ことを内的会話（自分ないし自分の内なる他者との会話）と呼び、この二種の会話を丁寧に分け、折り重ねながら展開していく、「会話について会話する」ための工夫に満ちた方法とされている。第五種少年院の「保護観察復帰プログラム」によるミーティングでその実施が推奨されていたほか、一部の刑事施設でも先行して導入されていたところ、前記成人矯正課長通知により、全国の刑事施設で実施されることとなった。

翻って、更生保護に目を向けると、一部の官署では有志によりリフレクティングが取り入れられていたが、更生保護官署全体では、そもそも「リフレクティング」という取組が十分に認知されているといえない状況である。しかしながら、犯罪をした人や非行のある少年の処遇が地域で展開され、対象者本人はもとより、その家族、友人、学校関係者、就労関係者、各種支援者、そして更生保護関係者等、多くの関係者が関わる社会内処遇こそ、リフレクティングはその効果を発揮することが期待される。

そこで、本セッションでは、オープンダイアローグやリフレクティングを更生保護においていかに活用するか、その可能性を探ることを目的として、講義と体験型のワークを組み合わせたワークショップを行う。

【企画内容】

本セッションは、以下の構成を予定している（時間は目安である）。

1　導入（5 分）

趣旨説明として、矯正施設におけるリフレクティングの導入状況と更生保護における展開の可能性について言及する。

2　チェックイン（30 分）

参加者全員で集い、今感じていることや心に浮かぶこと、日々の思いなどを伝え合う。

3　オープンダイアローグやリフレクティングに関する基本的な講義（15 分）

オープンダイアローグやリフレクティングについて、成り立ちや原則、実践する際のポイントなどを紹介する。

4　リフレクティングのデモンストレーション（30 分）

企画者と参加者 4〜5 名で、リフレクティングのデモンストレーションを行う。

5　ワーク（30 分）

参加者は 3〜5 名でグループを作り、グループ内で話し手、聞き手、観察者（リフレクティング）チームに分かれ、リフレクティングトークを体験する。

6　チェックアウト（20 分）

再び参加者全員で集い、ワークを通して感じたことや、今心に浮かぶことなどを伝え合う。

7　クロージング（5 分）

本セッションの体験について企画者から振り返りを行った上で、更生保護においてオープンダイアローグやリフレクティングを活用する可能性について考察する。

５　自由研究発表〔第１発表会場〕

［205A 会議室］

司会進行：高　橋　有　紀、大　屋　未　輝

第１―①発表

発表者氏名　○大屋 未輝（新潟医療福祉大学 講師)、小林 裕美（在宅看護実践研究所)、後藤 基行（立命館大学大学院）

発表テーマ　心神喪失等で重大な他害行為を行った当事者の家族等に対する語り

発表概要

本研究は、心神喪失等で重大な他害行為を行った者（以下、当事者）が被害を受けた家族等の存在をどのように捉えているのか。新潟医療福祉大学倫理委員会承認（19551-250604）後から当事者にインタビュー調査を実施し、質的研究の手法で明らかにするものである。先行研究の状況は、国の指定医療機関等の治療や支援の有効性を示唆した相当数の蓄積がある。しかし、当事者と家族等の関係性、被害を受けた家族等に対する当事者側の深層を探り明らかにしたものは存在しておらず、本研究は実際の事例を基にした報告を行う。

第１―②発表

発表者氏名　高垣 晴夫（和歌山市 BBS 会 会長・和泉大学 大学院生)、○菊井 一夫（和歌山市 BBS 会)、幸前 青空（和歌山市 BBS 会)、嶋 健至（和歌山市 BBS 会)、南 幸輝（和泉大学）

発表テーマ　ごみゼロ活動・クリーン＆コネクトから更生保護のあたりまえ化

発表概要

和歌山県 BBS 連盟の様々な取組の中から今回は、和歌山市 BBS 会の「ごみゼロ活動部」がコロナ禍の 2021 年 3 月から和歌山城で「ごみゼロ活動」として毎月第一日曜日の 9 時から掃除をはじめてから 6 年目になることから、今日までのごみゼロ活動の中で会員が提唱した「クリーン＆コネクト」理念の全国への拡がり、人の思い込みに気づかされる「ごみをごみでなくすものづくり」のワークショップを開催など、ごみゼロ活動を通じて今話題となってきた「更生保護のあたりまえ化」をもっともっと推進することについて発表する。

第１―③発表

発表者氏名　○遠藤 礼朗（富士地区保護司会（静岡県） 保護司）

発表テーマ　保護司の保護観察面接における面接困難とその軽減解消に向けた一考察

発表概要

富士地区保護司会（静岡県）では、2022 年 4 月から 2024 年 3 月まで保護司活動研究委員会（保護司 12 人）を設置した。本研究は、同委員会において保護司の保護観察面接の困難と、その軽減・解消に向けた取組を整理したものである。

所属保護司（10 人）へのインタビューを実施し、研究委員がカード式分析を援用して分析した。

成果を報告書や書籍、他地区保護司会での講演等で公表した後、全国の保護司から寄せられた意見を踏まえ、2026 年に再分析・再検討を行った。

本発表では、面接困難からの軽減・解消のモデルについて検討する。

第１―④発表

発表者氏名　○津村 秀孝（広島佐伯地区保護司会 会長)、○石田 咲子（関西福祉大学社会福祉学部）

発表テーマ　保護司会における国際化に向けた取り組みとその課題

発表概要

保護司の成り手不足やその高齢化などわが国における保護司を取り巻く現状はますます厳しさを増している。その一方で、2025 年に採択された国連準則「京都モデル戦略」において、「社会復帰を促進する触媒としての役割を果たすことが出来る」地域社会のボランティアの一例として hogoshi が明記されるなど、保護司の国際的位置づけは近年広がりを見せてきた。今後、国際社会で日本の保護司制度の推進が始まることが予想される。そこで、本発表では、世界をリードし、価値と魅力のある保護司制度の推進に向けた保護司会で実践している国際化に向けた取組みとその課題について報告する。

第１―⑤発表

発表者氏名　○高橋 有紀（福島大学行政政策学類 准教授）

発表テーマ　自立更生促進センターの現状と課題に関する考察

発表概要

全国 4 つの自立更生促進センター及び就業支援センター（以下、センター）は、保護観察官による「手厚い指導監督」と「濃密な処遇」を掲げて開所されたが、それらの意味するところやその意義、ひいてはセンターの現状自体が必ずしも十分に共有され議論されてはいない。また、刑務所出所者等の量的な減少と地域の受け皿の拡大・多様化により、センターに固有の役割や意義を問い直す必要も生じている。本発表では、刑事政策の視点からいわゆる「センター構想」に遡ってセンター開所の経緯と現状を検証し、「センターの今後」を実務と研究の双方から構想する必要性を論じる。

６　自由研究発表〔第２発表会場〕

［205C 会議室］

司会進行：渡　邊　敦　子、中　村　秀　郷

第２―①発表

発表者氏名　○中村 秀郷（西南学院大学人間科学部 准教授）

発表テーマ　更生保護施設における就労支援の実践過程と課題 ―生活再建と就労継続に着目して

発表概要

本研究は，更生保護施設職員が認識・実践する就労支援の過程と課題を明らかにすることを目的とした。職員 5 名への半構造化面接結果を質的記述的に分析した結果，16 の文脈単位，8 のサブカテゴリーから，〈就労準備と適職選択〉，〈求職経路と就職先の確保〉，〈退所後生活を見据えた就労支援〉，〈就労継続への伴走支援〉の 4 カテゴリーが生成された。施設職員は，日常生活支援を基盤に，就労調整，住居確保，退所後相談，本人・雇用主との調整を行っていた。以上から，就労支援は生活再建と就労継続を支える連続的なソーシャルワークであることが示された。

第２―②発表

発表者氏名　○松岡 一男（(更）たちばな会心理支援センター 公認心理師・保護司)、濱崎 七江（(更）たちばな会心理支援センター 公認心理師）

発表テーマ　強迫的に性犯罪を繰り返す事例の処遇についてーＧＰＳ装着に寄せてー

発表概要

更生保護施設たちばな会は 7 年余、性犯罪防止のプログラムを実施し、その中で、受講者の再犯パターンには 1 ヶ月以内に強迫的に再犯を起こす「A 群」と出所後 600 日から 1100 日に再犯を起こす「B 群」があると想定している。現在も「A 群」に属する「累 12 入・68 歳男性」の処遇を行っている。この事例では再犯は列車内と特定されており、列車環境に近づかせないため携帯電話ＧＰＳ機能を使えないかが処遇当初、話題になった。結局ＧＰＳは使わなかったが、ＧＰＳは有効な処遇手段になると同時に、一層の処遇の充実が必要と考えている。その事例の処遇内容等を報告する。

第２―③発表

発表者氏名　○山岡 あゆち（立命館大学 准教授)、○髙野 洋一（京都刑務所）

発表テーマ　刑務所出所後の金銭管理における気づきと行動調整―出所者・支援者への探索的調査

発表概要

刑務所出所後の金銭管理は、住居・就労等の生活基盤を維持し、税金や公共料金等への対応、行政・福祉制度の利用を進める上で重要な課題である。本研究では、服役経験者、刑務所職員及び出口支援者複数名への半構造化面接を実施し、刑務所出所後の金銭管理における気づきと行動調整を探索的に分析した。金銭にまつわる困難の具体なエピソード、問題への気づきと行動変容の関係、公的制度や社会資源の不足にまつわる困難、援助要請を妨げる心理的・制度的要因を整理し、刑事施設における釈放前の生活再建教育への示唆を考察する。

第２―④発表

発表者氏名　○窪 詩絵（福島大学大学院)、生島 浩（福島大学大学院 教授）

発表テーマ　トラウマを抱えた非行少年の支援に関する一考察

発表概要

非行からの立ち直りを検討する上では、問題行動だけでなく、その背景にあるトラウマや逆境体験に着目することが肝要であり、当事者と支援者の双方の視点から検討した研究が不可欠である。本研究では、逆境を体験しトラウマを抱える非行少年がどのような過程を経て立ち直っていくのか、児童自立支援施設・少年院・保護観察に携わる支援者、さらには、当事者である立ち直った非行少年にインタビュー調査を実施した。支援上のニーズや困難について質的研究法により分析し、臨床現場で広く実践できる立ち直り支援の在り方について示唆を得たい。

第２―⑤発表

発表者氏名　○渡邊 敦子（武蔵野大学 教授)、井ノ口 恵子（アパリクリニック）

発表テーマ　薬物専門職員の専門的役割の遂行に関する課題の検討

発表概要

薬物処遇重点実施施設において、薬物事犯者に対する支援の中核を担っている薬物専門職員を対象として３名の個別インタビュー、７名が参加したフォーカスグループインタビューを実施した。それらの結果から、施設職員の教育的、職業的背景が多様であることによる施設内での協働の困難、施設内での薬物専門職員の役割や薬物依存の回復過程に関する不十分な理解、薬物事犯者への支援による消耗や疲弊からの早期退職者の多さなど、薬物専門職員が役割遂行に苦慮している状況がうかがえた。薬物事犯者への充実した支援を提供するために、薬物専門職員がもつ専門的役割の遂行に関する課題についての考察を報告する。

学会企画セッション　１２月６日 １３:００～１６:００　各会議室

分科会１
「更生保護における多元的・多中心的統合処遇モデルの構想」

［201A 会議室］

企画・司会：守　谷　哲　毅（法務省仙台保護観察所 所長）
報　告　者：酒　谷　徳　二（法務省保護局観察課 専門官）
　　今　野　純太郎（特定非営利活動法人 Switch 代表理事）
　　市　川　岳　仁（三重ダルク 主宰）
指定討論者：森　久　智　江（立命館大学法学部 教授）

【企画趣旨】

本企画は、「更生保護における多元的・多中心的統合処遇モデルの構想」をテーマに、近年の制度改正や施策の展開、実践の多様化を踏まえ、日本の社会内処遇の理論的整理と制度的含意を検討する。

近年、住居・就労支援、高齢・障害等を有する対象者への支援、再犯防止推進法に基づく国・地方公共団体の取組が進展し、司法、福祉、医療、就労、住宅、地域住民等が関与する支援体制が各地で構築されつつある。これは、刑事司法中心の枠組みから、地域社会全体で再犯防止、改善更生、社会復帰支援を担う構造への転換を示す。一方、多機関連携や息の長い支援を含め、社会内処遇全体を統合的に捉える理論的枠組みは、十分に整理されていない。

本企画では、諸実践を位置づける理論・制度的枠組みとして仮説モデルを提示し、関連報告をもとに議論する。本モデルは、刑罰権を背景とする社会内処遇における再犯防止、改善更生及び社会復帰支援を、①生活基盤･基本的人権の保障､②RNR 原則に基づくリスク･ニーズ･応答の見立てと処遇（Bonta & Andrews, 2007)、③GLM に基づく本人の価値・強みに根差した生活目標の共同形成と達成支援（Ward & Brown, 2004; Ward & Maruna, 2007)、④デシスタンス理論に基づく心理的・社会的・時間的な変化過程の理解（Maruna, 2001; McNeill, 2006; McNeill et al., 2012)、⑤市民参加による承認・役割・関係性・社会的機会の媒介、⑥国家・専門職・関係機関・市民・本人等による非対称型多中心的ガバナンスの相互作用として説明する、中範囲の統合的処遇モデルである（Ostrom, 2010; Carlisle & Gruby, 2019; Merton, 1968)。RNR、GLM、デシスタンスは、再犯リスクの低減、良き生活の実現、変化・承認・役割の回復という異なる規範的重心を有する枠組みと位置づける。それらを対立させたり単に統合したりするのではなく、緊張関係を保持しつつ調整する過程として捉え、複数の理論、価値、主体、制度が交差するモデルとして再構成する。

さらに、異なる価値・役割・権限を有する主体がいかに連携し、統合的な支援を実現するかという実践的・制度的課題を検討する。刑事司法的監督から地域生活・市民的関係への重心の移行を、直線的ではなく、停滞や後戻りを含むデシスタンスの動態として理解する。その上で、生活基盤と権利保障を基底に、司法と福祉の連携の可能性とリスクを視野に入れた枠組みの構築を目指す。

【報告概要】

1　更生保護施策の制度的展開とその理論的基盤について

―持続可能な支援の構築に向けて理論・価値・主体・制度をつなぐ更生保護―

酒谷 徳二（法務省保護局観察課 専門官）

更生保護は、再犯防止・改善更生を通じた社会の保護並びに個人及び公共の福祉の増進、共生社会の実現をその価値として、近年は、アセスメント及び専門的処遇プログラムの充実強化に加え、刑事司法手続終了後も視野に入れた“息の長い”支援を推進する観点から、新たな制度や施策の整備が進められ、地域の関係機関・団体等と役割分担の上で協働した支援を推進するなどしている。本報告では、更生保護における実践の多様化を複数の理論、価値、主体及び制度をいかに接続し、持続可能な支援として構成するかという課題として捉え直す観点から、近年の更生保護施策、アセスメント、専門的処遇プログラム、生活支援、地域支援等の更生保護の制度的展開及びその理論的基盤を整理するなどする。

2　生きづらさを抱える若者への就労・生活支援の連携

今野 純太郎（特定非営利活動法人 Switch 代表理事）

特定非営利活動法人 Switch では、宮城県刑務所出所者等就労・定着ネットワーク事業「リ・トライ！」を通じ、小児期逆境体験（ACEs）や社会的孤立による生きづらさを抱えた刑務所出所者へのソーシャルスキルトレーニング等のプログラム提供と、居場所機能を併せ持った伴走支援を行ってきた。当事者が抱える課題の多くは、困難な成育歴や環境への適応行動として生じるものであり、回復には「保護的体験」を重ねる支援が不可欠である。本報告では、ケース調整の実務例を紹介するとともに、行政、司法、福祉、企業、NPO 等がそれぞれの専門性や目的を活かし合う、地域における相互連携の構造を提示する。 単一機関での抱え込みを超え、異なる目的を持つ多様な主体が協働する「多元的・多中心的統合処遇モデル」に向け、地域で持続可能な支援体制を構築するための制度的・実務的条件を考察する。

3　市井の人として生きることを念頭に

市川 岳仁（三重ダルク 主宰）

本報告では、都市と地方の資本格差、当事者の支援対象化と脱対象化の違い、リスクに対する考え方の違いについて触れたい。大都市と地方都市では人を支える資源に量的格差があり、回復施設が引き受ける役割は大きく異なる。依存症の相談支援だけでなく、地域におけるネットワーク構築も重要となる。三重県とダルクが協働で立ち上げ、20 年以上にわたり継続運営してきたネットワーク事業を報告する。また、私たちはクライアントが依存者として何かを「やめること」ではなく、市井の人として「生きること」をサポートしている。その際、援助者による一方向的な支援提供ではなく、市井の人として経験する様々なライフイベントを分かち合い、互いのロールモデルとなる点が特徴である。結果、当事者の客体化が起こりにくく、息の長い関わりが可能となっている。さらに、リスクに対する考え方にも価値観の相違があると感じている。司法行政や医療福祉分野と私たちの取り組みの間においては、「安全」や「健康」に関する認識が、若干異なるようである。私たちは、依存者は依存者らしく回復することを知っている。本報告では、それらについて詳しく解説したい。

分科会２
「地域における更生保護機能を強化するために
－更生保護施設に期待される役割と展望」

［201C 会議室］

企画・司会：今　福　章　二（中央大学客員教授・保護司）
報　告　者：星　見　　豊（鳥取県更生保護給産会 施設長）
宮　園　久　栄（東洋学園大学人間科学部 特任教授）
大　江　將　貴（北九州市立大学文学部人間関係学科 准教授）
向　井　智　哉（福山大学人間文化学部心理学科 講師）
石　川　祐　介（法務省保護局 総務課長）

【企画趣旨】

近年は、複雑な問題を抱え自立に多様かつ長期・継続的な働きかけを要する者が増加している。一方、それらの者の更生を支える地域の側は、社会的孤立・孤独の課題が軒並み深刻化し、人口の流動化、社会資源等の地域格差が拡大する中で、更生を支えるネットワークが脆弱化しつつある。これらを背景に、「息の長い支援」や「地域包摂」などをキーワードに、地域の実情に応じた更生保護機能の強化が必要とされる現状にある。

これまで、更生保護施設は、宿泊（居場所）機能を有する特別な社会資源としての強みを発揮しながら、地域における更生保護機能の中心を担ってきた。最低限の居場所を緊急的に保護するモデルから出発した後、仮釈放者の再犯防止機能の強化を意識して処遇施設化を推し進め、最近では、前歴者の地域への包摂と再出発・定着を後押しする地域拠点を目指した地域自立支援モデルが志向されつつある。

しかし、受刑者数の大幅な減少や矯正施設の統廃合の動きは、更生保護施設の運営に直接的な影響を与え、その経営問題に影を落としており、従来の枠組みに固執することは上記のような地域自立支援モデルの実現を阻みかねない。

そこで、あらためて、更生保護施設のあり方を現代的にかつ多角的に再検討し、地域における更生保護機能の力を最大化するために、宿泊（居場所）機能の強みを持つ更生保護施設が、特別な社会資源として具体的にどのような役割を果たしていくことが必要か、という観点から、更生保護施設が持つ可能性に光を当てるとともに、法改正も視野に入れた将来像を展望する機会としたい。

【報告概要】

１　地域に開かれた更生保護施設の新たな可能性 ―困窮者支援と退会者の地域定着に向けて－

星見 豊（鳥取県更生保護給産会 施設長）

給産会は、鳥取市や鳥取市中央人権福祉センターと連携し、生活保護受給決定までの住処を提供するなど、生活困窮者の生活基盤の確保に取り組んでいる。また、2 か月に一回開催の地域食堂を通じて、地域住民や施設退会者が隔てなく交流できる場を設け、社会的孤立の防止や地域と緩やかにつながり続けることに貢献している。さらに、こうした機能を発展強化させるため、行政や福祉・住居・就労等関係機関、地域住民が参加する「支援ネットワーク CONNECT（座談会）」を月に一回開催している。地域の社会資源をつなぐ拠点として、誰もが孤立せず、安心して生活し続けられる地域づくりの実践を報告する。

2　女性犯罪者の社会復帰支援と更生保護施設の役割 －複合的困難と地域資源への接続に着目して－

宮園 久栄（東洋学園大学人間科学部 特任教授）

女性犯罪者の社会復帰においては、貧困、被害経験、精神的問題や依存、家族関係、孤立、就労・住居など、複数の困難が重なり合うことが少なくない。本報告では、全国の更生保護施設を対象とした質問紙調査および女性を受け入れる更生保護施設への聞き取りをもとに、女性の社会復帰を支える上での課題を検討する。とりわけ、複合的な支援ニーズを抱える女性を既存の福祉・医療・地域資源へつなぐ際の困難に着目し、更生保護施設が司法と福祉、地域をつなぐ接続点として果たし得る役割と、そのために必要な支援体制について考察する。

3　非行からの「立ち直り」と居場所 －更生保護施設における事例を中心として－

大江 將貴（北九州市立大学文学部人間関係学科 准教授）

『令和 7 年版犯罪白書』によれば、2024 年の少年院出院者のうち男子少年の 5.0%（n=1494）、女子少年の 8.5%（n=1141）は、更生保護施設または自立準備ホームが帰住先となっている。これらのことからも示唆されるように、家庭に帰住することが困難な少年院出院者にとって、更生保護施設や自立準備ホームは重要な居場所であり、彼ら／彼女らの非行からの離脱にとって、更生保護施設や自立準備ホームが持つ意味は大きいといえる。

本報告では、報告者が行ってきた調査をもとに更生保護施設が非行からの離脱過程にある少年にとってどのような居場所になっているのかについて検討する。あわせて、自立準備ホームの事例についても取り上げたい。

4　地方犯罪学からみた更生保護資源の地域差　　向井 智哉（福山大学人間文化学部心理学科 講師）

地方犯罪学は、犯罪の発生だけでなく、犯罪への対応や社会復帰のあり方が、地域の人口構成、社会関係、地理的条件、制度的資源によってどのように形づくられるかを検討する研究領域である。この観点に立つと、更生保護を支える資源の地域差も、施設や担い手の数の多寡だけでは捉えられない。地域ごとに支援の需要や資源の構成、利用可能性が異なり、同じ制度の下でも支援の実態は一様ではない。本報告では、更生保護にかかわる資源の地域的な偏りに着目し、統計データを用いてそれを指標化・可視化する。そのうえでそれが社会復帰支援にもつ意味を考察する。

5　地域における更生保護の機能拡充と更生保護施設　　石川 祐介（法務省保護局 総務課長）

今後の更生保護の役割、機能を想像すると、

・拘禁刑を導入した矯正施設と一層連携した社会内処遇の推進
・更生保護の「あたりまえ化」の推進による社会からの保護観察等の役割への期待の高まり
・入口支援対象者、保護観察付執行猶予者への積極的な対応
・更生保護における犯罪被害者等施策への積極的な取組
・更生保護官署への GSS（ガバメント・ソリューション・サービス）の導入による保護観察官の地域での活動の増加
・保護司の複数担当の増加、さらに保護司と地域の関係機関が連携した処遇活動の一般化
・社会の人手不足による対象者への就労支援の重要性の増加

等が想定される。これらに即して、今後の更生保護施設に期待される役割及び機能について展望することとしたい。

分科会３

「医療観察制度における家族支援と社会復帰促進サポートについて
～ 中国管内における取組から見えてくる支援の実情と今後の展望 ～」

［205A 会議室］

企画・司会：梯　　浩　子（東京保護観察所 首席社会復帰調整官）
報　告　者：神　原　一　也（広島保護観察所 統括社会復帰調整官）
　　須　藤　　剛（岡山保護観察所 統括社会復帰調整官）
　　内　田　陽　祐（山口保護観察所 社会復帰調整官）
指定発言：　河　佐　　勉（神戸保護観察所 統括保護観察官）

【企画趣旨】

平成 17 年 7 月に医療観察法が施行されてから 21 年という月日が流れた。その間、法の目的である対象者の社会復帰の促進に向け、保護観察所を始め、様々な関係機関が連携を図り、制度の処遇終了後もその体制整備をもって、現在も多くの対象者が地域生活を維持することができている。

法施行後 21 年の中で、精神障害者を取り巻く環境も大きく変わった。精神障害者の「主体性の獲得」「信頼関係の構築」「自己肯定感の向上」など、リカバリーを目指す治療が行わるようになり、そのような時代的背景から、保護観察所においても、対象者の社会復帰を促進するという観点から「社会復帰促進サポート」という事業に取り組むようになった。

一方、対象者の家族については、家族が対象行為の被害者である場合も多く、対象行為発生後の対象者との関わりは様々であり、家族に対する支援（サポート）の実態についてつまびらかにされる機会は少なかった。

本分科会では、中国管内の保護観察所での取組について御報告いただき、その現状から見えてくる今後の医療観察制度が取り組む支援の方向性やその可能性をフロアと考えていきたい。

【報告概要】

１　「医療観察制度における家族支援～家族面接や家族会を通じて見える家族の状況～」

神原 一也（広島保護観察所 統括社会復帰調整官）

広島保護観察所（以下「当庁」という。）では、医療観察法に基づき、入院又は通院処遇の決定となった対象者について、処遇開始時から対象行為の被害者が家族であるかにかかわらず、家族が置かれている状況にも目を向け、家族に対し、声掛けや必要な情報提供などの家族支援を行っている。また、対象者の家族からの要望もあり、平成 25 年度から現在まで、家族支援の一環として、家族会を開催している。

医療観察法の対象行為の被害者は、半数以上が家族・親族であるが、加害者の家族でもあり、対象者の対象行為によって、家族の生活は一変し、家族の関係性、仕事、生計、住居、心身の変調など、様々な影響が生じている。しかし、医療観察制度の家族支援に係る研究では、被害者が家族の場合において、家族面接の中で、家族自身のケアに係る話題は、全体の約３パーセントに留まっているとの報告がある。

これらのことを踏まえ、当庁における家族面接の状況や、家族会を通じて実践した家族支援の状況について報告したい。

２　「岡山保護観察所における社会復帰促進サポートの取組と考察」

須藤 剛（岡山保護観察所 統括社会復帰調整官）

岡山保護観察所では、令和３年度に全国の保護観察所に先駆けて、医療観察の元対象者によるピアサポート事業である社会復帰促進サポートについて、試行的な運用を開始した。令和５年度には全国で本格的に運用が開始され、岡山保護観察所においても継続的に運用している。

運用から現在に至るまでの経過や取組状況を説明するとともに、運用上の課題や今後の展望について報告したい。

３　「地域処遇の終了者の取組
～地域処遇の終了者による医療観察法対象者家族及び地域支援者への講師活動等について～」

内田 陽祐（山口保護観察所 社会復帰調整官）

当庁では、令和３年度及び４年度の二年間、地域処遇の終了者の参加を得て、「やまぐち家族の会」において、医療観察対象者の家族（4 家族 8 人）に対して講演とワークセッションを実施した。

また、令和６年度に報告者の異動先から同地域処遇の終了者の参加を得て、地域支援者に対して対象者の支援に資する講演及び座談会をオンラインによる方法で実施した。

令和７年度に同地域処遇の終了者に参加を得て、山口県東部地域（12 機関 16 名）、令和８年度に山口県西部地域（18 機関 23 名）で処遇協力者セミナーを開催し、地域支援者に対して対象者の支援に資する講演及び座談会を実施した。

医療観察法の地域処遇の終了者による同処遇の体験談等の抜れきや社会復帰を実現した当事者の視点からの助言等は、対象者家族や地域支援者が対象者に対する理解を深め、不安感や負担感を軽減する一助となったと思われる。その実践報告を行う。

分科会４

〈第一部〉「ＢＢＳ運動発足８０周年の契機による『ＢＢＳらしさ』の可視化に向けた日本版ＢＢＳ意識尺度（ＢＢＳ－ＪＰ）の開発」

〈第二部〉「地方のＢＢＳが抱える現状と課題、そして未来へ」

［205C 会議室］

〈第一部〉

企画・司会：榊　原　　葵（常磐大学人間科学部心理学科 助教）

発　表　者：榊　原　　葵

宮久保　皓　規（九州大学 BBS 会 会員）

樋　口　尚　子（兵庫県東灘地区 BBS 会 会員）

島　本　佳　奈（神奈川県西区 BBS 会 会員）

井　桁　さやか（茨城県水戸地区 BBS 会 会員）

【企画趣旨】

BBS 運動（Big Brothers and Sisters Movement）は，1947 年に始まり，2027 年度に発足 80 周年を迎える。発足当初は戦争孤児などへの支援を背景に展開され，その後，時代のニーズに応じて子ども・若者への支援や地域活動など，多様な領域へと活動を広げてきた。また，ボランティア活動でありながら，発足時から更生保護制度と密接に関わり，法務省保護局をはじめとする行政機関や，保護司会，更生保護女性会，協力雇用主など，多様な主体と連携している。

BBS は全国 50 都府県（北海道は 4 地区に分割）に組織されており，全国的な組織としての一貫性を保ちながら，地域の特色を踏まえた独自の活動を展開している。こうした歴史や活動の特徴から，BBS には他のボランティア活動とは異なる理念や価値観があると考えられる。また，BBS は「友愛とボランティア精神に基づき，子ども・若者一人ひとりを人として尊重し，同じ目の高さで共に考え，学び合うこと」を理念としている。会員には大学生など若い世代が多く、活動は対象となる子ども・若者だけでなく，会員にとっても社会参加や成長の機会となっている。

BBS に関する研究はこれまでも行われてきたが，日本 BBS 連盟が主体となり，活動の現状や社会的役割，地域社会との関わりなどを学術的に検討した研究は十分とはいえない。そこで日本 BBS 連盟では，80 周年記念事業の一環として学術的な調査研究を開始した。本研究では，BBS ならではの特徴を「BBS らしさ」と捉え，その意識を定量的に可視化するとともに、今後、会員の意識を継続的に調査するための「日本版 BBS 意識尺度（BBS-JP)」を開発することを目的とする。

予備調査では本調査で使用する項目の作成を目的に，自由記述を中心とする質問紙調査を実施した。BBS 活動の現状や社会的役割を継続的に把握することを目指し，BBS 会員に加え，保護司，更生保護女性会，協力雇用主，更生保護関係機関，地域のボランティア団体など、BBS 活動に関わった経験のある人を対象とした。BBS 会員から 10 都府県 13 名，会員以外からは 6 都県 11 名の回答が得られた。北海道，東北地方を除く各地方から回答があり、概ね全国的な視点を得ることができた。

BBS 会員からは，入会後 1 年の会員から 40 年以上活動を続ける会員まで、また、役職に就いていない会員から地区会，都府県・地方 BBS 連盟、日本 BBS 連盟の役員まで、幅広い立場から回答が寄せられた。会員以外からは，保護司会，更生保護女性会，子ども食堂，協力雇用主に関わる人や，大学で BBS の顧問等を務め

る教員から回答を得た。調査研究チームの会員が回答を整理した結果，会員の成長，やり抜く力，他機関などとのつながり，人としての関わり，共感性，帰属意識などの内容を含む 36 項目が作成された。

本調査では，作成した 36 項目について BBS 会員を対象に質問紙調査を実施し，BBS-JP の妥当性と信頼性を検討した。さらに，BMS-8 尺度（Beyond Myself Scale-8)の 24 項目を加えて調査を行った。BMS-8 尺度は，現代社会を生き抜くための 8 つの心理的リソースを測定するツールであり，レジリエンスや寛容さ，ロールフルネスなどの視点から，個人の成長と組織の状態を評価することが可能である。

この尺度の作成により，BBS 活動を通じて培われる意識や価値観を明らかにし，会員の学びや成長を支える人材育成のあり方を検討するうえで，有用な基盤となることが期待される。

〈第二部〉

企画・司会：左近司　彩　子（中国地方更生保護委員会 保護観察官）

発　表　者：中国地方 BBS 連盟 BBS 会員（社会人会員約 3 名、学生会員 3 ～ 4 名）

【企画趣旨】

更生保護のあたりまえ化が提唱されている現在、幅広い層への更生保護の浸透が重要視されている。特に更生保護への関心が薄い若い世代へのアプローチが模索されている中、同世代である BBS 会員の果たす役割は極めて大きい。

2025 年 12 月に国連総会で採択された、再犯防止に関する国連準則「京都モデル戦略」においても、BBS のような若年ボランティアが、青少年の非行防止に大変重要な意義を持つことが明記されているとともに、国等の機関がその活動を支援する事の重要性も指摘されている。

中国地方の BBS 会は、その会員の半数以上を熱意ある学生が占めており、若くて活気のある活動が特徴である。その一方で、学生会員の大半が、卒業と同時に BBS を離れてしまうという現状がある。関心のある学生会員が、いかに卒業後も BBS 活動や更生保護全般に関わり続けることができるかが、持続可能な BBS 制度、更には更生保護のあたりまえ化を左右するといっても過言ではない。

当研究発表においては、学生会員が抱える悩み事、BBS 活動に対する思いを、更生保護の実務や研究に携わる方に率直に伝えることを目指している。

更に、中国地方の BBS 会員へのアンケートの結果を踏まえ、現在の BBS が抱える課題を明確化した上で、学生会員と社会人会員が意見を出し合って、学生会員の継続的な活動の具体的な方策を論じる予定である。

家事事件・少年事件の最新動向を追う唯一の判例雑誌

家庭の法と裁判 65
FAMILY COURT JOURNAL

2026年12月刊　定価2,200円(本体2,000円)

特集 少年の性非行をめぐる実務対応

- 性犯罪・性非行をめぐる近時の法改正と制度動向
  菅宮彩弥香（法務省刑事局局付）
- 性非行の動向と調査・審判における留意点等
  吉岡知紀（鹿児島地方・家庭裁判所名瀬支部判事）
  道津修享（鹿児島家庭裁判所名瀬支部主任家庭裁判所調査官）
- 性非行少年に対する保護観察～関係機関との連携
  福重美津枝（福岡保護観察所北九州支部長）
  水尾久美子（福岡保護観察所保護観察官）
- 北海少年院における特定生活指導「性非行防止指導」の実践
  金野拓郎（北海少年院法務教官）
- 性に関する問題を抱える子どもへのアプローチ
  ―名古屋市中央児童相談所での包括的性教育プログラム実施状況
  橋本佳子（弁護士）／丸山洋子（児童精神科医）
  大野由香里（児童福祉司）／新田朋子（保健師）
- 性的逸脱に対する条件反射制御法
  平井慎二（医師（ライフクリニック院長））

【好評書籍】

実務を「点」ではなく「線」でとらえる。
―刑事裁判・少年審判から「その後」の社会復帰支援までの流れを示す―



再犯防止・社会復帰支援の実務
刑事訴訟・少年審判から矯正・更生保護まで

弁護士・元保護観察官 村山直 編著
2026年5月刊 A5判 440頁 定価6,380円(本体5,800円)

- 「再犯防止」のテーマから他機関連携を目指す唯一の実務書。
- 第二次再犯防止推進計画（令和5年）においても重要課題とされた就労・住居支援や高齢・障害のある人への支援や各種処遇プログラム、また、民間協力者の活動内容等を詳解。
- 他機関・他職種の役割を読み解くことで、情状弁護や付添人活動の新たな視点を提供する。
- 懲役・禁固刑から拘禁刑へ―― 多様な処遇から社会復帰をサポートする一冊。

日本加除出版
〒112-8544　東京都文京区関口2丁目3番3号 目白坂STビル2階・3階
営業部 TEL(03)3953-5642　FAX(03)6835-7003
www.kajo.co.jp　X(旧Twitter):@nihonkajo
こちらからもご注文いただけます

成文堂
〒169-0051　東京都新宿区西早稲田1-9-38／電話03(3203)9201(代)・FAX 03(3203)9206
https://www.seibundoh.co.jp
価格は税込みです

更生保護学事典
日本更生保護学会 編
A5上製／316頁／3080円
これからの犯罪者の改善更生や社会復帰と社会内処遇、更には再犯の防止対策といった我が国の更生保護の実践と理論についての道筋を示す。日本更生保護学会設立10周年記念事業。

更生保護入門〔第6版〕
松本 勝 編著
A5並製／328頁／2420円
第5版以降の法改正と統計数値を踏まえた最新版。社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生、保護司などの更生保護関係者にとって必読の書。

要説更生保護〔第3版〕
辰野文理 著
A5並製／124頁／1650円
保護観察や仮釈放の仕組みを中心に、更生緊急保護、犯罪予防活動など更生保護と呼ばれる領域における諸制度について、その内容やそこに関わる組織や団体などを紹介し解説する入門書。

新刑事政策講座Ⅰ・Ⅱ
太田達也・川出敏裕 編著
A5上製／662頁・628頁／8800円
刑事政策を取り巻く社会状況が大きく変化した現在、新たな犯罪や被害に対する立法や施策を考えるうえで重要なテーマを取り上げ、刑事政策を巡る近時の展開と課題をまとめる有益書。

刑事政策〔第3版〕
川出敏裕・金 光旭 著
A5並製／588頁／3850円
懲役と禁錮の廃止による拘禁刑の創設、少年法の適用対象年齢の引下げ等の立法動向を踏まえ、刻々と変化する刑事政策の最新状況を理解するために有用な情報を盛り込む定評ある基本書。

ビギナーズ刑事政策〔第3版補訂版〕
守山 正・安部哲夫 編
A5並製／494頁／3300円
令和4年の刑法の一部改正により懲役刑・禁錮刑が廃止され、これを統一する単一刑の拘禁刑が創設されたことから修正を加え、一部の個別犯罪の現況や数値を最新のものとした補訂版。

ビギナーズ少年法〔第3版補訂第2版〕
守山 正・後藤弘子 編
A5並製／440頁／3190円
18歳、19歳の「特定少年」を設けた令和3年改正に対応し、令和4年の刑法の一部改正により懲役刑・禁錮刑が廃止され、単一刑の拘禁刑が創設されたことから修正を加えた補訂第2版。

少年法、融合分野としての〔第2版〕
服部 朗 著
A5並製／438頁／3520円
少年法を法律学の一分野として狭く捉えるのではなく、人間関係諸科学との関連も大切にしながら、幅広い視野のもとで学ぶ必要性を説き、融合分野としての少年法の姿を描く。

ひまわり新書

●勝田聡（東京保護観察所長）著
「保護観察を受けている人への理解と関わり
ー視点を変えてみる」

●単価：１，３００円（本体+税）
●サイズ／新書判
●令和８年８月２４日発行





申し込みは、ひまわりサービスHPの申込用紙を用いＦＡＸでお願いします。
お問合せは、下記の電話でお願いします。

【株式会社ひまわりサービス】
〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9　更生保護会館内

<電　話>03−3356−5022
<FAX>03−3351−4495

有斐閣 Online　東京・神田・神保町 https://www.yuhikaku.co.jp/　（価格は税込です）

入門刑事法 第10版　三井 誠・瀬川 晃・北川佳世子 編　A5判 2970円
刑事法全体をわかりやすく解説したロングセラーのテキスト。刑事手続のＩＴ化、拘禁刑創設、性犯罪規定改正など最新の動向に対応。

注釈少年法 第5版　田宮 裕・廣瀬健二 編　A5判 6600円
少年審判実務に携わる裁判官等の実務家が中心となり制度とその運用を解説。令和3年少年法改正や最新の裁判例・運用等に対応。

少年法 第2版　川出敏裕 著　A5判 4070円
少年法の現状を、実務の運用と裁判例を踏まえて描き出すとともに、少年の健全育成という基本理念に基づく少年法の体系的な解釈を示す。

犯罪の制御 刑事政策・社会安全政策・犯罪学のクロスロード　四方 光・島田貴仁 著　四六判 3410円
現代社会における犯罪について、従来の刑事政策学に捉われない多面的な対策を提示。学生はもちろん警察関係者等にもおすすめ。

入門 司法・犯罪心理学 理論と現場を学ぶ　法と心理学会 監修　綿村英一郎・藤田政博・板山 昂・赤嶺亜紀 編　A5判 2530円
心理学と法学の接点である「司法・犯罪心理学」を、心理学と司法の専門家・実践家が基礎からやさしく解説する有斐閣ならではの1冊。

心理職・援助職のための法と臨床 家族・学校・職場を支える基礎知識　廣井亮一・中川利彦・児島達美・水町勇一郎 著　A5判 2750円
最適な支援に必須の、現場が依拠する法律・行政サービス等の知識や考え方を示すとともに、事例をもとに対応の実際を丁寧に解説。